



こ女第 962 号
令和 8 年 3 月 30 日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県子ども未来部長
(公 印 省 略)

特別児童扶養手当の受給に係る診断書の作成について (依頼)

時下ますますご清祥のことと存じます。

児童福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、県では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に基づき、県内の障害児童を監護する保護者に対し特別児童扶養手当を支給しております。

手当の対象児童として障害の程度を判定するにあたり、所定の様式による診断書の提出が必要となっておりますが、受診歴がないことを理由に診断書作成のための受診をお断りされる事例や、受診後に診断書を受け取れるまで数か月から半年かかるといわれ、手当が不支給となる期間が生じてしまう事例が発生しております。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、特別児童扶養手当受給のための受診や診断書の作成について、可能な限りご配慮いただけますよう、医療機関への周知について、ご協力よろしくお願いいたします。

連絡先

子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

ひとり親支援班 森

TEL:098-866-2174 FAX:098-868-2402

Email : yashiroc@pref.okinawa.lg.jp

(参考)

○特別児童扶養手当支給事務の手引きより抜粋

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成)

I 制度の概要

1 根拠法令

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令 等

2 法定受託事務に係る処理基準

- ・特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について（平成23 年障発0401第4号）
- ・特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について（平成27 年障発0401第10号）
- ・特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について（平成23 年障発0401第5号）

3 目的

精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給することにより、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（法第1条）

4 障害児の定義

20 歳未満であつて、障害等級が政令で定める1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。（法第2条）

7 認定

手当の支給を受けようとするときは、都道府県又は指定都市へ必要書類を添えて認定の請求を行い、受給資格及び手当額について、都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けなければならない。（法第5条）

(5) 障害の認定に必要な診断書等

①診断書の作成日（診断日）

手当の申請日又は有期認定の提出期限日から概ね2ヵ月以内のものが望ましい。（令和元年障発0531 第4号）

(6) 有期の認定

①基本的事項

- ・ 障害の程度については、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行う。
- ・ 精神疾患（知的障害を含む。）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行う。

②受給者に対する通知

イ 認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続

(ウ) 障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。

ウ その他必要な事項

- ・ 障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、有期認定の終期月の概ね1か月前までに、障害認定診断書の提出方を命ずること。

（平成23年障発0111 第7号）（平成23年2月10日事務連絡）

- 県は、厚生労働省の手引きに基づき、有期認定の終期月の概ね1か月前までに診断書を添付して再認定（更新）の手続きをするよう通知しています。
- 診断書の結果、非該当や降級になった場合、診断書の作成日が属する月の翌月から支給停止や額改定となるほか、厚生労働省からも6か月前などの古い診断書では適当ではないという指導も受けているところですので、診断書の作成時期を見越した早すぎる受診も難しい状況です。
- そのため、受給者は期限の前月までに受診し、期限の到来する月の末までに診断書を添付して手続きを行うことが求められております。手続きが遅れた場合は、その間不支給となり、さかのぼって支給されることはありません。